

令和5年7月10日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

物価高騰に対する支援として 水道料金の基本料金を減免します

豊川市では、原油価格、電気・ガス料金等の物価高騰の影響が続く中、市民及び市内事業者の経済的負担を幅広く軽減することを目的として、下記のとおり8月使用分から水道料金の基本料金を4か月分減免します。

記

- 減免対象者
豊川市の水道を利用している世帯及び事業者（官公署の施設を除く）
- 減免対象期間
令和5年8月使用分から11月使用分
- 実施方法
減免対象期間の水道料金から基本料金を差引いて請求します。検針月により減免時期が異なりますので、検針票等で減免後の水道料金をご確認ください。なお、減免の手続きは不要です。

・偶数月検針世帯：8月・10月・12月検針分のうち、8月～11月使用分（4か月分）の基本料金を減免

6月	7月	8月 ▽ 検針	9月	10月 ▽ 検針	11月	12月 ▽ 検針
	7月使用分	8月使用分	9月使用分	10月使用分	11月使用分	12月使用分
		← 減免期間 →				
		納付書の発送：9月15日 口座振替日：10月2日		納付書の発送：11月15日 口座振替日：11月30日		納付書の発送：1月15日 口座振替日：1月31日

・奇数月検針世帯：9月・11月検針分（8月～11月使用分、4か月分）の基本料金を減免

6月	7月	8月	9月 ▽ 検針	10月	11月 ▽ 検針	12月
	7月使用分	8月使用分	9月使用分	10月使用分	11月使用分	12月使用分
		← 減免期間 →				
		納付書の発送：10月16日 口座振替日：10月31日		納付書の発送：12月15日 口座振替日：12月28日		

4 お問い合わせ

豊川市上下水道窓口センター TEL:0533-93-0151 (平日 8:30~17:15)

【お問合せ先】

豊川市 上下水道部 経営課 課長 渡邊 寿彦

TEL:0533-93-0152

Eメール: keiei@city.toyokawa.lg.jp